

平成19年第5回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成19年9月7日(金曜日)

議事日程 第2号

平成19年9月7日(金曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	収入役	大川浩一君
教育長	登坂義衛君	総務課長	鬼頭春二君
水上支所長	小野良一君	新治支所長	山賀晃男君
総合政策課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	阿部一司君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	木村一夫君
地域整備課長	若桑一雄君	上下水道課長	鈴木初夫君
学校教育課長	石坂武君	生涯学習課長	宮下達男君

開 会

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

昨日より大変に心配しておりました強い台風9号ですが、県内にも被害を及ぼしております。

しかしながら、当地区においては、大雨洪水注意報などの発令もありましたけれども、現時点で大きな被害の報告もないようでございます。このまま通過していくことを願ってやみません。

昨日に引き続き、議場内の気温上昇が予想されますので、上着につきましては各自、ご自由をお願い申し上げます。

開 議

議 長（傳田創司君） ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

**通告順序第1 9番 島崎 栄一 1. スクールバスの保護者負担の無料化
2. 夏休みのプールに行くスクールバス**

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

ご承知のとおり、一般質問は答弁を含めて、一人持ち時間40分であります。

質問者は許可を得た通告内容の範囲にて質問されますようご協力をお願い申し上げます。

また、関連した事柄の答弁については求めないようご協力お願い申し上げます。

当局も質問に対して、答弁は明瞭簡略に努められますようご協力お願い申し上げます。

以上、時間制限の有効利用のため、お願いとご協力を申し上げ、ただ今から一般質問に入ります。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。質問を順次、許可いたします。

まず、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9 番（島崎栄一君） 通告に従い一般質問をいたします。

新治村議時代、福島県や栃木県、岐阜県などに研修で町村を訪問したとき、小中学生のためのスクールバスについて、保護者からお金を取っているのか聞いたところ、すべての町村で保護者から負担金を取っていませんでした。

日本では、憲法で義務教育は無料と決まっており、教科書や授業料が無料で教育が行われています。

「人は石垣、人は城」、人材なくして生活の向上も国の発展ありません。その大切な人材を育てるために日本は財源を教育に投入し、義務教育は無料で受けられるようにしてき

ました。その方針が正しかったことは、現在の発展した日本を見れば分かります。

町・行政は、義務教育を行うための校舎や校庭などハード面を整えます。

教育委員会や教員は、教育の中身、ソフト面を担っています。

歩いて通うのが困難な地域の児童・生徒が学校まで通えるようにスクールバスを整備することは町の責任です。

まだ、バスという交通手段が一般的でなかった時は、遠距離の地域には分校を造り、長距離を歩いて通うのが困難だった小学生が学校に通えるようにしていました。

分校に通う小学生に保護者から分校維持費を徴収していたでしょうか。本校に通う小学生は無料で、分校は有料だったでしょうか。

バスという交通手段が普及してきたので、分校の代わりにスクールバスを整備して、町内くまなく義務教育が受けられるようにしたことを考えれば、保護者からバス負担金を取ることは「理屈に合わない変なこと」です。

みなかみ町の小中学生のスクールバスは、一部保護者負担が無料の場所もありますが、新治地区では保護者から月々の負担金を集めています。

できる限り速やかに、義務教育のスクールバスは無料化しなければなりません。

みなかみ町は日本です。日本人並みの町になりましょう。

地方財政を支える地方交付税の中に、小中学校数、クラス数などに応じて配分される財源が入っています。日本の法律に応じて、住民税や固定資産税をみなかみ町は住民から集めています。お金は受け取っているのに、町が義務を果たさないのでは道理に合いません。スクールバスの無料化はやって当たり前の政策です。

今までみなかみ町でスクールバスの無料化が実現しなかったのは、議会・町長・教育委員会の怠慢だったと思います。

教育長や教育委員会の職員は、スクールバスの無料化を町長や議会に働きかけるべきでした。

議会は他の町村や義務教育の中身を勉強し、スクールバスの無料化を提案すべきでした。

町長は、職員や議会に言われる前に住民のことや教育のことを真剣に考え、スクールバスの無料化を実現すべきだったと思います。

夏休みのプールも教育の一環です。小学生はプール大好きです。夏休みに小学校のプールに来られるようにスクールバスを運行して下さい。親が働いていて、車で送れない小学生も夏休みのプールに来られるようにして下さい。よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 島崎議員のご質問に対してお答えいたします。

現在は、合併前の旧町村の条例に基づいて、スクールバスの運行をしておりますけれども、統一に向けて現在町長より諮問を受けましたので、区長、学識経験者、PTA、学校関係者等に委員をお願いし、スクールバス運行検討委員会を立ち上げまして、料金、利用者の範囲、利用方法等について検討をいただいております。検討委員会を今まで3回行っておりますが、現時点では結論に到っておりません。年内を目途に結論を出せるように考えております。

現在のところ、明確なお答えは出来ませんが、今しばらく時間をいただき、スクールバス運行検討委員会の結論が出た段階で、町長に答申し、議員さん方にもご協議いただき、決定をしていただきたいと思います。その後、統一した運行規定により運行をしたいと考

えております。

次に、夏休みのプールに行くためのスクールバスの運行についてですが、猿ヶ京地区については、当面既存のプールを教員の協力を得ながら、運営をして行く予定であり、同じく須川地区についても今までどおり、B & Gのプールの使用をさせたいと考えていますので、現在スクールバスの運行は考えておりません。

よろしくご理解願いたいと思います。以上です。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 新治統合小学校の建築も現在順調に進んでおりまして、20年度4月1日開校の予定であります。これに伴いまして現在、教育委員会を中心として準備をしているところであります。その一つがこのスクールバスの運行であります。

この関係につきましても、統合小学校にした経緯の中でも、いろいろなご意見をいただいておりますので、それらを受けてどのようにこれを進めていくか、検討してきたところでございますが、まずは教育委員会の意見を伺いたいということで、教育長の方に諮問いたしたところでございます。

教育委員会としては、スクールバス検討委員会を立ち上げまして、現在関係者の広い範囲の皆様方にお集まり頂いて、これをどのように運行していくか検討をいただいているところであります。

これは新治のみならず、全町に関わる問題でございますので、そういう考え方の中で、方向を示してほしいと教育長にもお願いをしてきたところでございます。

ただ今、教育長から答弁がありましたように、検討委員会としては年内を目途に結論を出して、答申を下さるということであります。

それを受けまして、町としてはこれをどのように進めていくか、結論を出していきたいとこのように考えております。以上です。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 検討委員会ができたということで、そこで結論を出していくという返事でしたけども、来年の4月ですか、には統合しようという大きな事を考えているわけですから、その割にはちょっと準備が遅いなあとと思います。もっとですね、以前にこういう事は決めておくべきだったことで、まだ結論は出ていない、あと半年なのにとすることは、ちょっと遅いなあとと思います。

一昨年ですね、一昨年の3月の議会です、スクールバスの質問をしたときに、平成18年度中に、もう早々に検討委員会、スクールバスの検討委員会をつくって、18年度中には結論を出すと、その時まあ無料化も考えるということだったんですけども、いつできるんかということで、期待していましたが、教育委員会に何度電話してもまだ出来ない、まだ出来ないと、結局出来たのが19年度になってからと、出来た時点ですでに一年以上遅れていたということです。もう少しですね、素早く仕事をして欲しいなと思いました。

それから検討委員会で、どういう結論が出るかということなんですけども、検討委員会の結論が町の結論というわけではないですから、その検討委員会のあれを見てですね、結論を見て、それを参考に町長、それから議会で最終的な決断をしなくてはならないと思います。そんなときにですね、配慮して欲しいのは、保護者の収入面のことです。

今回、いろいろ町長の行政報告とかいろんな中でですね、財政面が大変厳しいと、そういう中で施設の統廃合も進めなければいけないということを度々聞いていますけども、財

政が苦しいのは町だけとは限らないわけですね。

一般家庭もですね、収入によっては月々1,300円、2人通ってれば2,600円の出費がきついなっていう人もいるのは確かです。

そういう中ですね、町の財政も厳しいかもしれないですけども、町民の財政、家計もですね、配慮してやって、で、義務教育にいくですね、バス、スクールバスぐらいは、まあこれは町としてね、全面支援しましょうということでは是非取り組んで欲しいと思っております。

現在、スクールバスに関して、保護者負担は年間530万円です。スクールバスの決算の数字を見たところ、1,600万円ですかね。ですから、3分の1ぐらいを保護者に負担してもらっている状態で、すでに3分の2はですね、町が負担しています。

あと少しですね。確かに町の財政は、厳しいかもしれませんが、530万円の予算がひねり出せるか、出せないかと言えばですね、127億の予算の中から良く洗い直せばですね、十分可能だと思います。

ぜひですね、検討委員会のことも必要、その意見を聞かなくちゃならないというのがありますけども、最終的にはですね、町長、議会で決めるわけですから、そのことを十分配慮してですね、基本的にはもう義務教育のスクールバスについては無料化、また幼稚園のこともまたその時に検討していくということぐらいで、ぜひお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

議 長(傳田創司君) ただ今の島崎議君の発言の内容につきましては、今後への要望とご意見というふうに受け止めてよろしいですか。

9 番(島崎栄一君) じゃ違います。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 要望というわけではなく、基本的には無料化にするということをもう既に半年後、または今現在もスクールバスは走っているわけですから、約束してもらいたいと思います。約束してもらいたい。

スクールバスの保護者負担について、無料化するということをこの時点で約束してもらいたいです、私の方は。

議 長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長(登坂義衛君) 先ほど答弁させてもらったとおりなので約束は出来ません。以上です。

議 長(傳田創司君) 引き続き町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 確か18年の時に、そういうご質問を頂きました。

その時はですね、新治統合小学校についてのみの捉え方をいたしておりましたが、その後、月夜野地区、水上地区の耐震補強等々、問題が出てまいりまして、すでに水上地区におきましては、小中一環で統合しようかという一つの方向まで現在出ている状況です。

したがいまして、新治だけ決めたのでは上手くない、これは全町的にしていかなければ上手くないということで、今日に至っているわけでありまして。

先ほど申しあげましたように、このスクールバス検討委員会が、精力的に取り組んで頂いているわけですから、結論を出す前に私が「このようにします」なんて言うことが出来ないのは議員だってお分かりでしょう。

先ほど申しあげましたように、検討委員会のいわゆる教育委員会の諮問を受けて、それからしっかりと検討して、議会にお諮りをしたいと、このように考えております。

議 長(傳田創司君) 質問者9番島崎栄一君、現時点の状況をご理解頂けましたでしょうか。
9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 検討委員会ですと、結論を出す、答申を出すということで、それを待ちたいということで、それは分かりました。

で、ここに折角、教育長がいますので、検討委員会にですね、ぜひ今回の話を伝えて欲しい。それから、小学生の場合は下校時間がですね、低学年、高学年で随分差があります。

で、6年生なんかは児童会とかそういう役員になっている人はさらに遅くなったりします。そういうことで下校時間が結構バラバラだということを考慮して頂いてぜひ検討委員会では下校1回というわけではなく、2回、3回ぐらいのきめ細やかなですね、通学が可能なダイヤをぜひ組んで欲しいと思います。

それからですね、もう一つ保護者からですね、負担金を取るのはやめて欲しいというのはまあ伝えて欲しいんですけども、もう一つですね、赤谷、永井、吹路、師田、またその他の地域、まあ新治などでそんなふうに詳しく地名言いましたけども、そういう地区がですね、車がないお年寄りがいます。

で、そういう人たちっていうのはそんなに何十人もいるわけではありません。地域に一人二人というわけです。で、そういう人たちが関越バスを利用したくても、関越バスの路線まで出てくるのは大変困難ですので、ぜひスクールバスに100円ぐらいですね、乗れるようなこともぜひ検討委員会で検討してもらえればと。そういう中で乗った利用者がですね、「ああ助かった」ということで払ったお金、塵も積もれば山となりますんで、保護者負担の代わりにですね、そういうことでお金を集めるというのも知恵じゃないかなと思います。

議 長(傳田創司君) 以上で質問を打ち切らせて頂いてよろしいですか。

9番(島崎栄一君) はい。

議 長(傳田創司君) 以上で、9番島崎栄一君の質問を終わります。

**通告順序第2 16番 鈴木 勲 1. 国道291号線の凍結防止対策について
2. 農の役割重視、食の危機に気付こう**

議 長(傳田創司君) 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。
16番鈴木勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議長のお許しを頂きましたので通告に従い、今回は2点にしぼり質問をさせていただきます。

まず一点は、国道291号線の凍結防止対策についてであります。

みなかみ町は、過疎化・少子高齢化が急速に進む中、人口の定住や地域社会の活性化を図りつつ頑張っているわけではありますが、現在、財政状態が厳しく思うようには前進ができないわけでもあります。

また、本町は観光と農業の町であり、冬期間はスキーやスノーボード等の客で賑わいを見せておりますが、道幅が狭く、凍結によるスリップ等の車両事故が絶えないわけがございます。

特に上毛高原駅より北側の国道291号線は凍結すると必ずといってよい程、事故が発生しやすくなります。

上組区長さん宅へ伺い、話を聞いてみますと、「毎年、年18回くらいは事故が発生する」とのことです。地元の車輦ではなく、他県から来た車が道路事情が悪いために急ブレーキをかけて事故を起こしているのが実情でございます。

道路改良を含め、消雪施設工事をを行い、事故等の災害に強い道路確保が急務であると思われま。町長のお考えを伺います。

次に食育についてであります。

すべての年代で野菜不足が目につきます。朝食をほとんど食べない子供が小学校で4%、中学校で5%、子供の大半が家でテレビを見ながら食事をしていて、内蔵についた脂肪で生活習慣病が起こるといことです。

一昨年7月に食育基本法が施行され、健全な食生活を実現したり、自然の恩恵や農業など食に関する感謝の念と理解を深めたりといった食育基本法が目指す事柄は、「今のままの食生活では、心も体も危ない」といこととでございます。

「地元には、こんな素晴らしい食材や料理があったのか」と気付くことも大切だと思います。栄養士による学校での指導や、地元の食材を使った学校給食、農業や郷土料理の体験などの活動を期待しております。

そこで教育長にお伺いいたします。

食育のあり方、現在、みなかみ町の各学校での食育についてどのように取り組んでいるのか、また給食センターで地元の食材をどの程度利用しているのか、利用率等もお聞かせ願いたいと思います。以上で質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 私の方からは、国道291号線の凍結防止対策についてお答えいたします。

過去10年間の月夜野地区内における国道291号線の改良整備に係る陳情・要望等についての主な取り組みについて振り返って見ますと、平成8～10年にかけては、新幹線跨線橋付近の消雪施設々置、平成12～15年には県道月夜野～猿ヶ京温泉線のルート変更や交差点改良や排水路整備を行いました。

平成16年には小川・上組地内の拡幅改良、平成17年～現在までは利根地方総合開発協会を中心に上組地区深沢から小川地区森原間の改良整備について陳情要望活動を展開し、一部の消雪施設の設置や側溝整備、部分改良等の整備等を行ってきております。

国道291号線の対岸である利根川左岸を走る主要地方道沼田～水上線は、奥利根観光地域に通じる基幹道路あり、上越線の各駅との連携から交通量も多く、さらには首都圏の水瓶である4つのダムに通じる主要道路であります。

一方291号線は、利根川左岸の集落を連単し、沼田～水上線の迂回路の役割を担いという道路の役割から通行車輦に差異が生じております。

しかし、上越新幹線新駅の開業、関越高速道路インターチェンジの開設、国道17号バイパスの供用開始、さらには大峰山等の開発事業から多種多用の通行車輦が混在し、道路構造上からも視距改良等の一部改良では済まされない状況にあります。

この291号線は地域間交流にとって、極めて大事な道路であります。

併せて、新生「みなかみ町」の地場産業を興し、地域経済を活性化させると共に、地域内に新たなネットワークを構築する可能性を秘めておりまして、それだけに国道であるこ

とを再確認して、整備促進を図ることが緊要であると思っております。

今後は、国道291号線の意義と役割等について理論武装して、関係機関に陳情・要望をしていく考えであります。

また、冬期間の事故件数であります。ご指摘の区間では平成18年度に沼田警察署へ届け出た件数は無いとのことですが、相手を伴わない物損事故は無届けが多く、ガードレール毀損の状況から判断しても事故の多いことが推測されます。

しかし、ご指摘の地域は積雪量等から推測して、道路改良で急勾配・急カーブの箇所が整備できれば、除雪による対応で安全通行の確保ができると判断しております。

何れにしましても、国道291号線の管理者は群馬県でありますので、道路改良の促進等について陳情・要望をしまいたいこのように考えているところであります。

議長（傳田創司君） 引き続きまして教育長より答弁をお願いします。

教育長登坂義衛君。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 食の問題についてお答えいたします。

現在、ご承知のように、みなかみ町は3つの給食センターを運営しております。

前年度のアンケート調査によると管内においては、朝食をほとんど食べないという小学生が1%弱、中学生では2%弱という結果が出ています。

朝食を食べない理由としては、小学生・中学生共に「食べたくない」とか、「食べる時間がない」と言う理由が多く、その他としては「朝食が出来ていない・準備が出来ていない」と言う理由もあるようです。

栄養士による学校での指導につきましては、今年度から栄養教諭制度が設置され、県内数人という状況の中で、幸いみなかみ町には新治給食センターの栄養士が栄養教諭の資格を取得し、他の栄養士との連携を取りながら、子ども達に学校給食・地域の食育についても活動をしているところであります。

昨年度は、学校の授業の機会を見ながら、クラス訪問等を行いました。今年度も、時期や機会を見て、小中学校における食育を推進して行きたいと考えております。

給食センターでは、児童生徒が「食」の大切さを学ぶことやそれを基に豊かな人間性を育んで行くことが重要であると考え、地域に残る郷土料理の提供をはじめ、多くの地元産食材を取り入れて、安全でかつ新鮮でおいしい給食を提供したいと考え、業務にあたっております。

次にご質問の地元産食材の使用につきましては、地産地消を目標に、県や給食関係者からも指導や期待が寄せられており、町内3センターともに、基本・原則は地元産食材を活用するよう努力しております。

特に、タマネギ・ジャガイモ・きのこ・リンゴ・大根・味噌・サクランボ等、地元で生産され、消費時期になりますと、100%近くそれらを使用しております。

なお、みなかみ町ではどうしても生産物が無理な場合でも、ほうれん草・かぶ・キュウリ等は利根沼田地方の生産物を使用しております。

特に新治地区におきましては、米も100%地元産を使用しています。

今後につきましても、地元産を積極的に使うように努力するとともに、安全でおいしい給食づくりに励んで行きたいと思っております。

今後ともよろしくお願いたします。以上です。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

1 6 番 (鈴木 勲君) 先ほど事細かに、町長より答弁を頂いたわけでありすけれども、現在、上毛高原駅北の国道291号高架橋は、冬期間、散水施設が設置されておりますが、その200mくらい先が特に凍結しやすい箇所でありまして、防火用水の脇道路から急カーブになっており、先ほど町長が道路改良も含めて行ったらとご考えを示していただきましたが、早急に消雪施設をお願いいたしたいと思っております。

また、食育の問題であります、教育長からいろいろと縷々説明がございました。

心身に共に健康な子供を育てることが大きな課題であると思っております。

夏休みも終わり、2学期が始まり、学校給食も開始となったわけでありす、学校給食では、野菜を加熱処理するというのが原則であると思っております。

しかし、そのことで野菜によっては加熱するとシャキシャキ感がなくなってしまう野菜があります。

こういった点、加熱することで本来の味が失われ、「野菜がまずい」と言う子供が多くなってきたと聞いておりますが、そういった点についても、教育委員会のお考えを伺います。

議長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長 (鈴木和雄君) 今の再質問につきましては、側溝整備等をするようにということですよね。

その辺は良く理解できます。

したがって、先ほども申し上げましたように、国道291号線は、群馬県が管理している道路でありますので、その関係等については県の方に強く要望していきたいと思っております。

それと合わせまして、思うのですけれども、国道291号線は極めて地域間交流におきましても大事な道路であります。

しかし、視距改良等で対策の取れる道路ではないなという一つの認識を私自身は持っております。したがって、これを安全で快適に通行できる道路にするためには、抜本的な取り組みが必要なのではないかと常々思っております。

そこで今、思っておりますのが、これから議会の皆さん方と協議をすることになりますけれども、国道291号線の期成同盟会を作ったらどうかということでもあります。

仮称ではありますけれども、「(仮) 国道291号線道路改良整備促進期成同盟」というような一つの期成同盟会を作って、積極的に運動を展開する必要があるのではないかとこの感じを持っております。

と申しますのは、私は今現在、群馬県の道路整備促進期成同盟会の副会長をやっております、伊勢崎市長が会長でありますけれども、この会に現在確か今23の期成同盟会が登録をされております。ここに登録をされますと、群馬県をあげて、この期成同盟会の目指す道路改良等を積極的に取り組んで行こうということで取り組んでいるわけであります。

したがって、どなたかに代表になってもらってですね、やはり期成同盟会をつくって、群馬県の方に登録できるような体制を取ることが、これから大事なのではないかとこの感じを持っております。

つきましては年間の負担金等もかかりますけれども、それは町で負担することとしてですね、そのような期成同盟会をぜひ県の方に登録する必要があるなという感じを持っております。

これらにつきましては、一町だけの判断では出来ませんので、県とも良く協議をしながら、進めていけたらと思っております。以上です。

議長 (傳田創司君) 引き続きまして教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 先ほどの生野菜の件であります、非常に厄介なことでありまして、言われるとおり、味や食感等から考えれば、生の方が良いのですけれども、以前、〇157の問題がありまして、一斉に加熱するようになったわけなのですね。

結局、食の安全という面から、大勢の子供に提供をします、何かあれば大変なことになってしまうので、なかなか難しい問題だと思っております。

ただ大事なことです、給食センター所長とも良く相談をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(傳田創司君) 16番鈴木勲君。

16番(鈴木勲君) ただ今、町長から期成同盟会をつくって、ぜひ道路の改良促進を図って頂いたらというお考えを伺いまして誠に有り難うございます。今後取り組みたいと思います。

つづきましてなお、国道291号線の拡幅の関係を先ほど町長も話しておりましたけれども、ぜひ期成同盟会をあげてですね、今後は改良整備に対応していきたいと考えておりますので、ご指導等お願い申し上げます。

また、先ほど教育長から安全性の問題をお伺いしましたけれども、給食センターの地元の農産物につきましては、利用しているということですが、以前、「は一ベすとに野菜を出荷してくれ」というお話がございまして、いろいろと2~3回、町庁舎あるいは公民館等で協議した経過がありましたが、いつの間にか、なしのつづてとなってしまうわけです。

ぜひ今後とも地元の農産物を利用して頂くようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

議長(傳田創司君) 以上で、16番鈴木勲君の質問を終わります。

通告順序第3 8番 穂苺 清一

- 1. 後期高齢者医療制度について**
- 2. 道の駅「水紀行館」について**
- 3. 指定管理者制度について**

議長(傳田創司君) 次に、8番穂苺清一君の質問を許可いたします。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 通告に従い、1. 後期高齢者医療制度、2. 道の駅「水紀行館」、3. 指定管理者制度、以上3点について、町長にご答弁頂きたく一般質問します。

まず、後期高齢者医療制度は、昨年の小泉前首相と自民・公明の与党が、医療制度改革関連法で決めてしまったことに元があります。

高齢化社会を迎えた中で、健康と医療を守る重要な老人保健法も同時に改悪され、法律の名称も「高齢者の医療の確保に関する法律」と変わりました。

その中に、新しく75歳以上の高齢者を中心とする後期高齢者医療制度が盛り込まれて、来年4月から施行することになっています。

この制度は、様々な問題を抱えており、先頃8月7日に群馬県社会保障推進協議会が町当局と懇談会を持ちまして、また6月の定例議会においては、この制度の大幅見直しを求める請願が同団体名で出され、議会で審議の結果、趣旨採択ということになっております。

問題点を述べますと、まず75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害ある人が対象で、今までの国保から切り離され、一人ひとりがその保険料を年金から天引き、いわゆる特別徴収されることになっております。

保険料が所得割と減額制度のある均等割で構成されますけれども、国の試算でも年金収入が208万円で月平均6,200円(年間74,400円)になるそうです。

今でさえ介護保険料が平均4千円引かれていますから、約1万円前後の保険料を天引きされることになりますから、これはどうなるのか、これらの問題にどう対応しようとしているか、この点をお聞きしたいわけです。

②として、この制度を運営する団体として、ご存知のように広域連合、いわゆる全県一つの議会がすでに作られています。11月にはその議会で保険料を決定しようとしております。これに対して、広域連合への町民の意見やいろいろな情報公開についてどうあるべきか、それをお聞きしたいと思います。

③として、75歳以上の人の保険料滞納については、今までは保険証を取り上げることはありませんでした、70歳以上については、それが今度は、滞納1年後には資格証明書発行をするということで、10割負担ということになっており、病院に行くにも非常にこれは我慢しなくてはならない、お金が無いですから、深刻な事態が予想されます。

これはむしろ、中止させるべきではないかというふうに私は思いますので、その見直しについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目の質問は、道の駅・水紀行館についてです。

水上温泉郷は、かつて年間300万人を超える観光客が訪れて、宿泊客も優に100万人を超えておりました。

1990年代に入ってバブルもはじけ、第3次産業である観光サービス業は、その後徐々に景気の衰えを見せてきました。その時期に利根川源流や谷川岳などの山岳地帯を抱えたまさに自然の宝庫であるこの「みなかみ町」、旧水上町ですが、自然を生かした事業を考えて計画いたしました。

観光を町是とした町にとっては、その事業計画は当然のことであったと思います。それは1993年から2年がかりで農林水産省の補助事業として建設された町の施設「交流促進センター」であり、「活性化センター」でした。

1995年に2つの建物を結ぶように「水産学習館」も建設されました。

3つの施設には建物面積だけで約400坪あり、国からの補助金は合計8億2千万円にもなります。

その後に整備されてきて、河川敷を有効利用した広い駐車場を持つ利根川縁の水紀行館は、水上温泉の玄関口のインフォメーションセンターとしても大きな役割・任務を果たして今日まで来ていると思います。

さらに一般道や高速道路からドライブの観光客が訪れてくれて気軽に立ち寄り、この地域の文化や歴史、名所なども紹介できるエリアとしての観光発信基地「道の駅」の認定も受けております。

利根川の遊歩道を歩いてきて、休憩場所として親しまれてきた水紀行館の活性化センター内のレストランが、この1月に業務停止されております。沼田保健所の飲食店としての食品営業許可を得た食堂が、なぜ閉鎖されてしまったのか。

町は指定管理者、つまり榎水の故郷ですが、これに対してどのような指導をしたのか、また町に責任はなかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

同時に、今後の管理運営の方向について、指定管理者とどう協力して、協議をして進めて行くのか、その点についてのお考えもお尋ねしたいと思います。

①として、交流促進センター内の多目的ホールに建設当時6千万円ほどかけて作られたハイビジョンシステムがありました。

町の所有する建物内の備品です。町がこの解体撤去をどういう方法で決めて、指示したのか、その点もお聞きしたいと思います。

耐用年数が経過したわけでもなく、老朽化した設備でもなかったのに、町民からはこれを惜しむ声もたくさん寄せられています。

同時に多目的ホールは、中山間地域の農村活性化の補助事業として、2億4千万円予の税金を投入されています。投資の割には効果が上がらなかったかもしれませんが、今般この建物が「満点横町」と命名されて、物産展がオープンされています。

幸い開店後は、従前に増して観光客の入込みも多くて、売り上げも伸びていることを聞いております。

最近、水紀行館について、農水省の補助事業であることから、県当局が現地立ち入り調査を行ったということを知っておりますけれども、そうだとするとどういう問題が指摘されたのか、町民からたくさんの心配の声も寄せられています。

いわゆる「補助金適正化法」に照らして、交流文化センターを満点横町としてオープンさせることに事前に県や国と十分協議をし、例えば事業計画の変更などの許可を得て進めてきたのかどうか、その点を率直なところお聞きしたいと思います。

最後に、指定管理者制度についてです。

公の施設は40年ほど前は、総て自治体が管理すべきものでしたけれども、地方自治法改正で福祉増進のために供された施設は、社協など公共団体等に管理委託することで昨年までやってきたのは周知のとおりです。

地方自治法244条の2の改正で、官から民への政府号令で公的施設が民間にも管理運営できるようになったわけです。我が町も昨年6月定例議会でそのための準備に入って、まず今まで委託されていた44の公共施設を1年7ヶ月か、あるいは4年6ヶ月の期間ということで指定管理者が決まりました。

この9月にちょうど1年経過するわけで、この指定管理者制度についてチェックをしてみる必要はないのでしょうか。

指定管理者の悩みや意見を集約してみる必要があると私は思います。

町の補助金を受けている指定管理者もいれば、指定された責任上、損得抜きで献身的にやってきている管理者もおります。

行政のスリム化が行われ、民間に出来ることは民間にということで、町の財政支出を削減できた面もあります。今後もさらにこういう傾向が増えるのではないかと思います。

私が指摘しておきたいのは、指定管理者制度がややもすると行政のブラックボックスになりかねないのではないかという気もしております。

本来、公正・公平でまた透明であるべき公の施設の管理運営が闇に包まれてしまつては大変だという心配があるわけです。

まして議員や首長などの親族が関わる会社が建設工事の請負は出来ません。これと同じようなそういう縛りが指定管理者制度には全くありません。

施設運営管理の透明性、公平性を高めるために議員や町長などの指定管理者の兼業を禁止するのはもとより、その親族が経営する法人の指定も禁止するよう指定管理者制度の今

後のあり方を検討すべきと私は思いますが、どうお考えなのか町長に示して頂きたいと思
います。

以上で3件の質問といたします。分かりやすく、ご答弁のほどお願いいたします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 穂苅清一議員から、3点について、ご質問頂きましたので、順次お答えい
たします。

最初に、後期高齢者医療制度についてであります。

ご案内のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、来年4月から後期高齢
者医療制度が施行されますが、この制度は、急速な高齢化により老人医療費を中心に国民
医療費が増大するなか、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化し、
公平で分かりやすい制度にすることを目的に創設されたものであります。

具体的には群馬県内のすべての市町村が加入する広域連合を運営主体とし、広域化によ
る保険財政の安定化を図るとともに、事務処理等の効率化を目指すものであります。

また、この後期高齢者医療制度は、国民健康保険や社会保険などのように独立した保険
制度で、対象となる人は75歳以上の人全員と、一定の障害のある65歳以上の人が対象
となります。

この制度の財源は公費として、国・県・町が全体の5割、現役世代からの支援金4割、
後期高齢者の保険料の1割が充てられます。

後期高齢者の保険料は、対象となる被保険者全員が保険料を収めることになり、保険料
は、保険加入者全員の人数割で負担する「均等割額」と、保険加入者の所得に応じて負担
する「所得割額」とがあり、その合計が保険料になります。

また所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が2～7割まで減額される軽
減措置が設けられております。

保険料の納入方法は、年金を年額18万円以上受け取っている人は年金から天引きにな
り、それ以外の人は町の窓口で納めることになります。

なお、国が試算する保険料の平均的な金額は、月額6,200円とされていますが、群
馬県の広域連合では、11月の広域連合議会で保険料率関係議案の上程が予定されてお
ります。

また、保険証は一人に一枚交付されますので、病院等にかかるときは、保険証を窓口
に提示をしていただきます。自己負担割合は1割、現役並みに所得のある人は3割とな
ります。

そして、新たに高額医療・高額介護合算制度が創設されます。これは医療費が高額にな
った世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し
て、限度額を超えた場合に支給する払い戻し制度であります。

後期高齢者医療制度は、老人保健と比較して、一番の相違点は、被保険者の全員から保
険料を徴収することだと思います。

次に、広域連合の運営や情報公開と、町民の意見反映についてであります。広域連合
の規約では、広域連合長、副広域連合長を定めており、高崎市長、板倉町長がそれぞれ就
任しております。また広域連合議会も定められており、地域ごとに市町村議員から選出さ
れた議員が代表として出ております。

さらに学識経験者、被保険者、医療関係者及び保険者を代表される皆さんで後期高齢者

医療懇談会の設置も準備をされており、それらの場で住民意見が反映されるものと思います。

これらの情報公開は、広域連合から市町村を通じてお知らせすることになっておりますし、また広域連合の条例等に基づいた情報公開の制度も整備されているところであります。

保険料の滞納者対策であります。この制度の財源は、公費5割、支援金4割、保険料1割で運営するものであり、したがって相互扶助の精神で成り立つ社会保障制度であります。

保険料を納めない方がいると制度そのものが成り立たなくなります。

したがって、制度の健全な運営は保険料の確保にありますので、加入者間の負担の公平を念頭に、収納率の向上に努めていかなければならないと考えているところであります。

次に、道の駅「水紀行館」について、お答えいたします。

本施設は、水上温泉周辺の活性化を図るべく、平成5～7年にかけて農林水産各種補助事業を導入して建設された施設であります。

活性化センター・水産学習館・交流促進センターを総称して「水紀行館」と命名し、平成8年4月にオープン致しました。

ご質問の活性化センターは、平成5年度に中山間地域農村活性化総合整備事業を導入した公共施設であり、建設目的に沿った利用が特に義務づけられております。

活性化センターでは、オープン当初から飲食の提供を行っていましたが、平成10年の会計検査院による会計実地検査で、食堂営業について指摘を受けました。

指摘された改善策は、県と協議を行い、地元特産物等の食材を活用した改善計画を立てました。

しかし、道の駅の指定から来場者も多く、その対応に追われ、改善することなく食堂営業を継続しておりました。

平成18年12月5日には、関東農政局地域整備課より県を通じて、活性化センターの調理実習室、生活研究室、普及展示室での食堂営業は補助金の目的に馴染まず、目的外使用のおそれがあるので、早急に食堂の営業を停止し、補助金の目的に沿った利用計画を提出するように指導がありました。

この指導に対して、指定管理者である(株)水の故郷と協議し、平成19年1月4日で食堂営業を停止し、その後は群馬県とみなかみ町、そして指定管理者の3者で協議を重ねてまいりました。

その結果、厨房として使用していた調理実習室は「そば打ち体験室」に、食堂として使用していた生活研究室と普及展示室は、そば打ち体験の試食場所及び地場産業の木工品、加工品等の展示場に利用計画を変更して、承認を得て今日に至っております。

つぎに交流促進センターですが、この施設は平成6年度、7年度の2ヶ年で新山村振興等農林漁業特別対策事業により建設された施設であります。

水紀行館は、従来の利用目的ですと、お土産の販売や農産物の直売をすることが出来ない施設でありますので、今回は多目的ホールを収益事業が可能な施設に用途変更しました。その結果、農産物等の直売所、農産加工品等の販売が可能になり、さらには事務室を加工食品販売所に変更して、軽食・喫茶コーナーが出来るようになり、お客様のニーズに応える交流促進センターにしたところであります。

また多くの来館者の皆さんに、谷川連峰や利根川、さらには各地の温泉史跡文化等についてご理解していただくためにハイビジョン映像でデジタル画像のパネル展示をして町の

紹介をしてきました。

しかし、近年、利用者も減少し、県からは利用者増に向けた改善が求められておりました。このことに鑑み、ハイビジョンは活性化センターの農民サロンに移設することが利用増につながると判断し、現在、指定管理者が取り外し一時保管をしております。

しかし、ハイビジョンの処分制限期限は、平成13年3月となっており、今後地上デジタル対応等を考慮すると、移設費と新規購入費の比較検討が求められそうであります。

この施設は、町の利用目的に沿って、その使用を変更しても農林水産業の振興や公益性の要件を満たせば良いこととなっております。

多目的ホールの変更による活用は、県と町、指定管理者でワーキンググループを結成して、1月から協議をし、7月12日に変更承認を受けたところですが、その後の活用で何点か指摘事項があるようであります。

何れにしても、道の駅・水紀行館は、水上温泉の玄関口でありますから、農林水産業の振興を念頭におきながら、訪れて下さるお客さんに満足のいける施設となるように改善を怠ってはならないと考えているところであります。

次に指定管理者制度について、お答えいたします。

ご承知のとおり、指定管理者制度につきましては、地方自治法の改正により、公の施設の管理については、公共的団体や一定の出資をした第3セクター以外の民間にも門戸を広げると同時に、住民サービスの向上とコストダウンを図ることを目的に設けられた制度であります。

指定管理者制度による施設運営は当然のこととして透明性と公平性が求められ、さらに施設は町の施設でありますので、内容につきまして予算及び決算時に説明することになります。

指定管理者の内容は、管理者を指定する際に、その団体等の内容を説明し、議会の議決を受けることとなります。

指定されている団体のうち、第3セクターは、経営状況の報告等により内容が公表されております。その他の団体は今後、指定期間の経過を見ながら、その都度、住民サービスの向上と経費の節減等を検証し、施設の設置目的を踏まえ、指定管理者制度の趣旨に沿った施設運営を図るとともに、町民に対する情報提供を行ってまいりたいと考えているところであります。以上、3点について答弁をさせていただきました。

議 長（傳田創司君） 8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 3点ありますので、最初に後期高齢者医療制度についてですが、私が理解しているのと同じようなことで今ご説明を頂きましたので、その点については納得しております。

以前と相違する点と言うことで話が出ましたように、全員から保険料を徴収するということで、今回の一般質問の中でも一番の大きい問題点として指摘しているのは、この保険料の徴収と、その問題に関して滞納が発生し、同時に医療を受ける権利も失われてしまいかねない、そういう問題を指摘しているわけです。

それで医療の方についても、先程の中では述べられておりませんが、いわゆる包括医療というような形ですね、例えば今まで1ヶ月2回医者に行っていたのに1回にせざるを得なくなるような、そういう医療制度の改悪も指摘されておりますので、具合が悪くても病院に行くにはお金が余分にかかってしまうという事態も発生します。

ましてや保険料を納められないがために、保険証を取り上げられてしまえば、医療を受

けるそういう権利までも奪いかねないという事態が発生するわけで、そうでなくても格差社会と言われる中において、この地域においても高齢者が非常に増えておりますし、貧困の家庭も増えておりますから、そういう点で、今までは70歳以上については保険証の取り上げはしないということになっておりましたが、今度はこの法律によって取り上げることが出来るようになってしまっているわけですね。

その点が非常に大きい問題ではないかと思うわけで、そういう点であちこちの広域連合の議会の中でも、この問題については論議が始まっております。

そういう点では、資格証明書の発行だけはやめて欲しいという要望も出されております。

そういう点もありますので、その点がどのようにお考えなのか、もう一回聞きたいと思います。

広域連合については、私も大体、全体像をつかんでおりますけれども、この地域からは残念ながら議会が出来ておりますけれども、議員はみなかみ町からは出ておりません。

そういう点で住民の意見の反映というものを指摘したわけで、町長は確か理事か何かで執行部側の方で入られているということを知ったのですけれども、そういうこともあると思ったので、この問題を住民の意見の反映であるとか、あるいは情報公開等についても先ほどの答弁ではしていくということでお出されましたけれども、町長自身にそこら辺の気持ちをお聞きしたいなと思ったわけです。先に後期高齢者医療の問題についてだけ再質問させていただきます。よろしくお願いします。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 保険料1割負担に関連しまして、保険料が払えなかった場合のことについて再質問があったわけでございます。

今、国の一番の最重要課題とすれば、私は社会保障対策と少子化対策と財政再建だと思います。そういう中から医療制度についてもこのような新たな取り組みをしようということで国会で決まったのがこの後期高齢者医療制度だと思います。

これが来年度からスタートするわけでありまして、現在は群馬県広域連合の中で、これに対する準備を進めております。私の立場といたしましては、今までは準備関係の委員であったと思いますが、今はまだそういう理事とかというものにはなっていないと思います。議員としては、利根郡の議長会長の砂山議長さん(川場村)が議員として出られております。

したがいまして、郡の議長会等もありますし、議長会は毎月開催されておりますから、そういう場面でもいろいろとこういう意見としてそれを集約し、広域連合の議会で見聞の反映ということは、これは出来ると思います。大いにそういう地域住民の意見を反映をさせて欲しいと思います。

そこでこれをどうするかという問題についてですが、これは法律で決まっているわけですね。だから、私がこの場所で「こうしますよ」と言うことは勿論できないことは、ご案内のとおりだと思います。

しかし、新たに全被保険者から1割の保険料を取ることに対しては、いろいろと抵抗があるだろうということについては、それは理解ができます。

しかし、相互扶助の精神で成り立つ社会保障制度でありますから、そこはやはりお互いに努力し合ってですね、この制度が成り立つように我々国民として、努力をしていかなければならないのではないかと考えております。

ともあれ、これから始まる事業でありますので、広域連合という場にこういう意見をあ

げるとともに、また県の市町村長会議等の中でも、こういう議論がされると思いますので、大いに議論をし、県の町村会として、何ができるのか、そして広域連合に対して何を要望できるのか、そういう関係等々につきましても、いろいろと検討してまいりたいとそのように考えております。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） ご答弁有り難うございました。

そういう点で、特に広域連合について、いろいろな保険料なども決まったり何なりしていきますから、その点で議会というのは非常に重要だと思います。

先程も言いましたように、保険料の条例が制定されるのは11月です。

12月には各高齢者ごとに一人ひとり、75歳以上ですね、一人ひとりの保険料も算出されることになっております。

そういう点で減免措置のやり方とか、あるいはそういう点での周知徹底を図るとか、本来であれば、資格証明書を発行するようなことはしないように、法律は勿論ありますけれども、議会の裁量権でこれはできる範囲でございますから、そういう点も承知の上に取り組んで頂きたいと思います。時間がありませんので次に移ります。

水紀行館については今、縷々ご説明頂きました。大体ご答弁いただきました。

答弁の中のことは大体、私は理解できると思っております。

ただ、まだ最終的な結論がまだ出ていないということで、3者での協議が進められているわけですが、やはり先ほど責任ということをちょっと言葉で言いましたけども、今さら昔の責任云々ということじゃないのですが、やはり間違っていたのはいたでもって、やはりはっきり認めた上でですね、それで県や国の指導についてやはり正々堂々と対応して協議を進めて頂きたいなと思うわけです。

事業計画に沿ってないから、そういうことを言われるわけですが、じゃそれを変更する場合については、こういう条件なら良いか、ここまではどうかというふうなね、細かい打ち合わせというのも事前に必要ではないかと。

それをしないで、もう許可がおりるんだから大丈夫だというようなことで、先に強引にもう取り壊しをして、どんどん進めてしまうというようなやり方ではちょっとまずいのではないかなと、そういう点もあります。そういう点でその点についても十分ご検討願いたいと思います。まだ進行中のことでもありますから。

それと関連して、指定管理者制度の問題があるわけですが、ここについても指定管理者が4年7ヶ月で指定されている施設であります。

そういう点で、指定管理者をやはり一年経ちましたからチェックをして、この制度についてですね、先ほども町長も言われておりますけれども、透明性・公平性というのはやはり必要になってくると思いますが、その辺をやはり徹底させる意味でも先ほども触れたように請負の禁止、いわゆる建設業関係で言われているということも含めてですね、検討していくことは大事ではないかと、指定管理者制度については自治体にかなりの裁量権が与えられている法律です、ご存知のように。

地方自治法は改正だけでも、たった一条文だけですから、そういう点は自由裁量が認められた、つまり地方自治が認められた、そういう指定管理者制度だと私は理解しております。

そういう点で、今回のような水紀行館の問題も含めてですね、やはり指定管理者が管理をしているところ、真面目に一生懸命やろうとしていた矢先に過去のことが取り沙汰され

て出てくるようでは困るわけで、そういう点ではこういう問題が発生したときには、いち早く議会の方にも示して頂いてですね、公平な形で情報公開もして頂けるようなシステムを作っていたきたいと思うわけです。

そういう点も含めて、最後にお考えをお聞きしたいと思います。時間もありますのでみません。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、進行中ではないのですね。一応、もう承認をされてですね、利用計画が7月12日に承認されて、それに基づいて今現在、施設を直し今営業がされているわけなのですけれども、それに対して、また何点かクレームが付いているということなのです。

まあ果たして、県はここまでやって良いのだろうかと思います。

例えば、ここにお饅頭を置くとしますよね、ここに羊糞を置くとしますよね。それがそういう話だったのだけれども、そのことまで一々、県は指示するのですね。

「ここはこういう物を置くはずだったろう。置いてないから、上手くない。」とかですね、そういうことらしいのですよ。そこまで一々、公共施設であるとしても、県は指導するのか、指摘をするのか、ちょっと行き過ぎではないかと実は私は思っています。

それはまた農政課長の方からも話をいたさせますけれども。

基本的に私が思うには、これはもう10年以上も前の話ですよ。これもそうですよね。農林省の公共事業を受けまして、施設を作ったものなのですけれども、それが一つの農水関係ですと、公共か非公共か、一つの区分けがあるのですね。

公共の部分については収益を上げてはならないとか、非公共の部分についてはまあまあちゃんとした利用計画があれば上げて良いとか、そういうものがあって、そういう一つの計画をしっかりと作って、施設が出来ているわけですね。それでスタートをしました。

しかし、すでにもう10年も経っているわけですよ。10年も経ったら、10年前のことをずーっと（同じ事）をやっていたら、そんな施設なんか運営出来るはずがないですよ。

ましてや、一つの国の税金なら税金を事業をもらうことに対しては、当然町も一般財源の負担があるわけですから、やはりこの施設を使って、勿論農林業の振興と言うことは念頭に置きながらもですね、上手く観光振興に使おうというのは私は当然あって良いと思うんですよ。10年前の施設のとおりやっていたら、次から次へと毎年毎年お金をぶっこむような羽目になってしまいます。

だけれども、それをやれと今、県は言っているのです。私はそれはおかしいのではないかなと。ましてやこの町については市町村合併した町です。はっきり言いまして合併特例法に基づいて市町村合併をしたわけです。

自主自立をしようと思って、今我々は頑張っているわけですがけれども、そういう中には当然施設なら施設関係の統廃合というのは出てきますけれども、やはり施設の廃止する、または統合するということについて、一々こういう調子でクレームを付けられたら、一々いちゃ文を付けられたら、これはやっていけないですよ。

では国の言うことを聞いていたら、今、88ある施設をですね、お金が無くてもやっぱりやらなくちゃならない、じゃそのお金はどこから出すのかと言ったら、それは町民の税金だと、そんなことは私は許されないと思うのですよ。

だから、我々自身は何とか今ここで施設を統廃合していくと言っているのですけれども、国の法律に基づいて町村合併に協力をした町です。やはりその町が一つの施設の統廃合に

対して、より町にとってプラスになるような方向をですね、私は国が指導すべきだと思います。

これは行政報告でも申し上げましたように、恋越のフィッシングパークもそうなのですから。

私はこの問題をですね、これを契機として、国なり、国会なりにですね、これはどんどん訴えて行って、やはりこの町にある施設を上手く統廃合して、より町民のために、この町のために、より効率的にそれが活用できるように私はやっていきたいという姿勢で実はいわゆるわけです。よろしいでしょうか。

それから指定管理者制度のつきましては、当然これは議会の議決を得るわけですから、そういう場面でいろいろとチェックできましようし、意見交換も出来ると思います。

情報公開は、やぶさかではありませんので、一つその節はよろしくお願いたしたいと思います。詳細については、農政課長と総合政策課長よりいたさせます。

議長 (傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長 (阿部行雄君) 詳細につきましては、先ほど町長言われたとおりであります。

変更計画につきましては、昨年の暮れにそのような指示が来まして、変更申請を提出いたしました。

半年以上、7月までかかったということで、これにつきましては手続き終了ということでございます。

従来の水紀行館ですと、先ほど答弁にもありましたように、お土産、農産物ですら売ってはいけないという決まりだったということから、今回、それですと行政改革等が進まないということを考えまして、農産物の直売等に切り替えて、販売できるようにしたということでございます。

この申請が終わりまして、県は今、この申請どおり多目的ホール、これが農産物直売所加工品として使われているかどうか、その報告を国にしなくてはならないということで、何度か来ております。

それで先ほど言われたような、「ここに置くお土産の位置が違うのではないか」とか、「農産物の位置が違うのではないか」とか、ここを改善しろ、しないというようなことなのですけれども、それはある程度、県の担当者の見解というのもありまして、当然こういう中でやって行くうちには、上手に上手く農産物も売れるような配置、そういうことで指導といいますか、県が来ているのですけれども、町も指定管理者についても早々すべてそういうわけにはいかないという、そういう協議でございます。

ただ、手続きについては総て終わっているということです。じゃそれがダメかと言えば決して並べた配置についてはダメだとは言いきれないというようなことであります。

一応、今回はこれで了解を頂いて、すべて終了ということになっております。

そういうことでございます。

議長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君に申し上げます。

発言時間はすでに40分となりましたが、会議規則第56条の規定により特に発言を認めます。

つづきまして、総合政策課長林昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長 (林 昭君) 指定管理者の透明性についてお答えいたします。

先ほど町長の方からも答弁がありましたように、第3セクターに対する指定管理を委託した場合は経営状況の報告等で内容が明らかになるかと思われま

ただ、その中でご質問の内容はこういうことかなと思うのですが、第3セクターが発注する内容についての透明性ということの趣旨でしたら、やはり第3セクターも株式会社でありますので、取締役会、株主総会、そういったところと、勿論それが当然、経営にプラスされるのか、されないのか、取締役の責任の元で恐らく発注されるのだらうと思

ただ、第3セクターでない会社の場合も当然そういうことがございます。その辺についての内容は指定管理を選定するときに、今回一番最初に選定され指定したのは、とにかくなかなか時間もないところで、今まで管理の委託を受けていた会社を中心とな

今年度中にも、1年7ヶ月経過した施設が十数施設ありますので、これを今年度中に再度議会にお諮りをして、来年度からまた指定管理をしていかなければならないと、そういったときには、今までの経営状況やどういう経営がなされてきたかということも含めて、ご説明をする中で、指定管理をしていきたいと思っておりますので、その時にまたいろいろとご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願

議 長(傳田創司君) これにて、8番穂苅清一君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。10時45分より再開いたします。
(10時28分 休憩)

(10時45分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**通告順序第4 7番 原澤 良輝 1. 学童保育の充実等について
2. 町総合計画について
3. テレビのアナログ放送打ち切りに対する対応について**

議 長(傳田創司君) 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。
(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 通告に従って質問を行います。

一つは、学童保育の充実等についてということです。

今、若い世代では、共働きをせざるを得ないという世帯が増えております。

子育てを社会的にバックアップすることが必要です。安心して子育てができる社会環境をつくるのが、議会や行政に求められていると考えます。

厚生労働省の調査では、子供を持つ親の約7割が子育て費用を負担に感じております。

内閣府の調査でも約7割が少子化対策として、保育料または幼稚園費の軽減や医療費の無料化など経済的支援を求めています。

また、子どもを巻き込んだ事件が増えるなかで、子どもの成長にとっても、子どもの安

全な遊び場を確保することが重要になってきていると思います。

そうしたなかで今、学童保育を希望する共働きや一人親の家庭が増えております。

町内には、9つの小学校に1, 235人の児童が学習しています。

学童保育体制は、新巻13人、須川12人、羽場児童館3人、月夜野わんぱくクラブの委託40人、水上児童館23人、若栗幼稚園キッズクラブに若干名と、約100名足らずとなっております。

別に放課後の子ども教室も開催されているようですが、これだけではこうした親たちの願いに応えることが出来ないというふうに考えます。

国は07年度から全児童を対象にした「放課後対策を取れ」と言っているようですが、共働きや一人親家庭の求める「安全で安心できる施設」を拡充することについて、町長の方針を伺いたいく質問いたします。

二つ目として、町総合計画についてであります。

地方自治法に基づく、町総合計画策定のため、地区別座談会が町内9会場で開催をされました。

しかし、各会場への町民の参加者が少なく、町民の意向を取り入れた総合計画となるか心配されます。町民の意見が反映されて、町民の総合計画としなければならないと思います。

最近8月ですが、「みなかみ町合併に関するアンケート調査」というのが私のところに来ました。町住民の合併後の生活や意識を把握するため、無作為に配布したそうです。

調査者は日本大学地理学科の地域環境政策研究室特別研究員の畠山輝雄氏でした。

「以前からみなかみ町をはじめとする利根沼田地域の高齢者サービスの研究をしており、アンケートや施設への聞き取り調査で当地域の現状を常に把握しているそうです。

このアンケート結果を分析し、学会発表後、「合併後のまちづくりに対して政策的提言を行い、地域社会に貢献したい。」と記してありました。

策定方法はいろいろあると思いますが、町民の意見や意向を出してもらう方法に工夫が必要だと思います。

説明会や座談会の開催周知を徹底して、多くの町民が参加できるよう範囲を地域に限定して、時間がかかっても計画が町民のものとなるように再度、町民との意見交換の場を設定することを提案したいと思います。

三つ目に、テレビのアナログ放送打ち切りに対する対応についてです。

昨年12月に、大峰中継局の完成でデジタル放送が受信可能となっております。

また、群馬テレビも対策をしていると聞いています。このこと事態は、科学技術の成果であり評価すべきですが、2011年7月に現行のアナログ放送が打ち切られます。

これは使用できる多くのテレビが使えなくなり、資源の無駄遣いになるということで、物を大切にするという流れに反するものと言えるのではないかと思います。

これもまた最近のことで現在も進行中なのですけれども、電気安全法が改正し、5年の猶予期間を経て、2006年4月に中古電気製品が販売できなくなったということがありました。

実際は国の立法時と本格施行時の二重のミスによって、中古市場が混乱し、今年の国会に改正案を提出するという事態になっています。こういうことを考えると、デジタルもアナログも両方受信できることがベストだと考えます。

そこで、町内でデジタル機器に買い換えられない世帯はどれくらいなのか、デジタル放

送が受信できない地帯はどれくらいか、それらの世帯や地域への対策をお聞きしたいと思います。以上、3点ですけれどもよろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) まず始めに教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長(登坂義衛君) 学童保育の充実等について、お答えいたします。

現在、町内小学生が放課後利用できる施設として、水上児童館、羽場児童館、月夜野わんぱくクラブ、新巻学童クラブ、須川学童クラブがあります。

水上児童館は、一日平均40～50名の小学生が利用しており、羽場児童館については、小学生3～4名、幼児が10名程度、火曜日と土曜日については34名程度の利用がある状況であります。

学童保育の登録状況については、月夜野わんぱくクラブで47名、新巻学童クラブで19名、須川学童クラブで13名の登録状況となっており、月曜日から土曜日に利用している現状でございます。

新巻学童クラブと須川学童クラブにつきしては、新治地区の統合小学校の開校に合わせて、学童クラブの統合を予定しており、幼保一体施設の整備後、現在のいはいはる幼稚園の建物利用を考えて、拡充したいと思っております。

月夜野わんぱくクラブですが、現在の建物は平成18年3月に完成し、4月より使用しております。開設当初は、1日平均10数名の利用でしたが、現在は1日平均26名の利用者がおります。

予想に反して、急激な増加で利用者が増えておりますが、今の施設は、使用開始して1年半ということもありまして、施設の拡充につきましては、もう少し状況を見てから考えたいと思っております。以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長(傳田創司君) 引き続き、町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 原澤良輝議員から3点のご質問を頂きました。

まず、1点目については、ただ今教育長の方から答弁がありました。

私の方からは、放課後対策等のご質問について、やはりこれからいろいろとこれに対する取り組みが求められて来るであろうという認識もまたいたしております。

そういう中でやはり教育は、家庭・学校・地域の三位一体で進めることが大事であろうと思うわけでありまして、そういう中で地域の果たす役割等について、これから真剣に考える時代であろうと思ひます。

ご質問は安全で安心できる施設の拡充ということでですけれども、こういう施設も大事でしょうけれども、やはり地域の皆さん方の協力の中で、次代を担う子供たちを育てていこうという取り組みがこれからは求められてくるのだと思ひます。

総合計画に当たりまして、自治基本条例を制定したいということで提案いたしております。これに対する条例制定については、町民代表の皆さん方が中心になりましてですね、これを詰めて欲しいと願うわけでございますけれども、基本的には地域ごとでいろいろな取り組みをできるような組織作りを願っております。

願わくば、各学区単位くらいでそういう組織が出来たらと思うわけです。

そういう中で、その地域にある子供たちを地域で育てるといふ地域力というものをこれから我々大人も真剣になってその力をつけていかなければならない、それと同時に地域の子供たちと大いに関わりを持つ、そういう体制もこれからは大事なのではないかと思ひま

す。

ぜひこの自治基本条例の制定を契機として、そういう方向にいろいろな議論が活発になっていけば、幸いと思っている次第であります。

それから2点目の町総合計画についてでございます。

本計画の策定に当たりましては、より多くの町民の皆さんに情報を提供して、まちづくりの方向性や主要施策等についてのご意見を伺って、計画に反映させたいという一つの目的で、町内9会場において、地区別座談会を開催いたしました。

この地区別座談会の開催にあたりましては、町民の皆さんには、日程・内容等のお知らせを各戸配布し、防災無線等でも出席のお願いをしましたが、残念ながら出席は175人でありました。

座談会では、町の財政状況、総合計画の基本構想の第一次素案、合わせて自治基本条例の趣旨などを説明し、そのご意見やご提言をいただきました。

参加者からは、「住民を災害から守る砂防・治山事業」、「安全で安心して暮らせる道路整備」、さらには「荒廃農地の課題や農業後継者の育成等」についてご意見がありました。

また「魅力ある観光地整備や温泉源の確保」、「企業誘致や情報基盤の整備」、「芸術・文化の薫る町づくり」、そして「教育施設の整備・充実」のご意見もありました。

併せて、自治基本条例の制定については、住民参加の町づくりが期待できるというご意見も頂いたところでございます。

7月には地区別座談会に先立ちまして、町内で活躍する各種団体の代表者の皆さんにお集まりを願い、町づくりの方向性や事業の進め方等について懇談会が開催されました。

なお、懇談会では健康・福祉、生活環境・自治活動、産業・経済、教育・文化関係の4部門に分かれて開催をされまして、約30団体の代表者から貴重なご意見を伺ったところであります。

基本構想の策定は、町民の皆さんから頂いたご意見と第一次素案を「みなかみ町総合計画審議会」に諮り、審議会では細部にわたって議論を重ねられて、答申をいただけるものと思います。この答申を受けまして、議会にお諮りをするようになります。

また、今回の座談会は基本構想の第一次素案を示し、ご意見を頂きましたが、今後は基本構想、基本計画の内容がある程度煮つまった段階で、その案を示し、町民からご意見を頂きたいと考えております。

いわゆる「町民意見公募制度(=パブリックコメント)」についても、審議会にお諮りして、これができるような方向に持って行けたらと思っております、より多くの町民皆さんのご意見を反映しながら、総合計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

議会は何と言いましても、町民の皆さん方の代表であります。議会は町民意思反映の場でありますから、大いに町民各位のご意見を集約されて、この総合計画の策定に当たりまして活発な議論を頂き、素晴らしい基本構想が策定されますように心から願う次第であります。

次に、テレビのアナログ放送打ち切りについてお答えいたします。

平成13年に電波法の改正が行われたことによりまして、策定されました放送用周波数使用計画(チャンネルプラン)は、現在使用されている周波数の使用期限を2011年(平成23年)7月24日までと規定され、デジタル化に向けた取り組みが急ピッチで進められております。

デジタル化されますと、ハイビジョンによる高画質・高品質な映像・音声サービスや、

その他の高度で多彩なサービスの提供が可能となります。

また、アナログ放送に比べ、電波の有効利用が図れることから、地上デジタル放送への完全移行後には、これまで地上アナログテレビ放送に使っていた周波数の一部を携帯電話や新たな無線サービス等に利用できることとなります。また周波数の混信の緩和に資するとともに、関連産業への大きな経済波及効果も期待されます。

この変更に伴い、東京都内では平成15年12月に各局がデジタル放送を開始し、群馬県内でも平成17年12月には、前橋地域で群馬テレビを除く各局が開始しました。

利根郡内では昨年12月に、沼田局（大峰山）において、群馬テレビを除く、各局がデジタル放送を始めております。

デジタル放送を視聴するには、当然のこととして、その電波が受信できることと、デジタル電波に対応したテレビを使用すること、またはアナログテレビにデジタルチューナーを取り付けることが必要となります。

現在、町内には難視聴地域が35カ所以上もあり、これらの地域では共同受信施設を設け、電波を受信していますが、この受信施設の改修は、国の事業で「辺地共聴施設整備事業」という補助金制度があり、町はこの制度を活用します。

この補助制度の内容は、個人負担金が35,000円を超える場合に、越えた部分に対して国が3分の1、町が3分の1の助成をしようとするものであります。

次に、デジタル機器に買い替えられない世帯対策であります。現在デジタル放送を見るための費用は各自に負担をして頂いており、買い替え等に対する助成は、現在のところ考えておりません。

ところで総務省は7月に総務大臣が記者会見で、メーカーに対し「チューナーを5千円以下で開発されたい旨の要請をした」と発表しております。

また、国による低所得者への無償配布の検討もしている旨の報道もあり、今後は国・県の動向を注視していきたいと考えているところであります。以上でございます。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） どうも有り難うございました。

学童保育の方なのですけれども、一つの学校に一つの学童保育というのが一番良いと考えております。

空き教室があれば、それを利用してもらいたいということもあつたのですけれども、それが無理ならば、校庭にでも設置して頂きたいと考えているところです。

50人程度でも、700万円程度の予算がかかるのではないかと想定はしてあります。

子供のためであり、中学生までの医療費の無料化と子育てしやすい町ということになれば若い世代が増えて、人口増加のきっかけになるのではと考えているところです。

そこで月夜野わんぱくクラブなのですが、定員が40人ということなのですが、現在、登録しているのが50人くらいだそうですね。

まだ希望者があつたのですけれども、断つているという状況と聞いてあります。

私も夏休み期間に行つて見たのですが、当日は38人程度が保育中で、確かに狭く感じました。これでは伸び伸びと成長できないということだったので、何とか対策がないものかと感じました。

また、狭いので、晴れた日は園庭で保育を行つているのですけれども、見たら園庭と外部との境目がプラスチックのチェーンをぶら下げたのみで仕切つているだけということ、園の周りは車が通れるような形になつているということ、職員の方ですかね、職員

の方が児童から目が離せなくて、大変だなと感じたので検討していただきたいと感じました。この点について伺います。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) お話はよく分かりますので検討させていただきますけれども、昨年3月に出来たばかりで、予想を上回ったと、勿論ある程度の予想もしておりましたが、そういったことで十分な取り組みが出来なかったということです。すぐすぐは難しいと思いますが、この園庭との境目については早急に対策を取ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) では検討をお願いしたいと思います。

あと学童保育も通学バスのような対応が可能なのかどうか伺います。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 検討してみないと分かりませんが、なかなかバスの方も手一杯で運行していますから、すぐすぐには間に合わないと思うのですね。

それから、これはお答えとはちょっと違うのですが、最近仕事をしていてですね、子供を育てるのは親の責任ということは原則としてあると思うのですよね。

ですから、これは世の中がこのようになってきましたから、手立てをしなければならぬのはよく分かるのですが、そういう親の責任と、社会的な補佐や助力というものの兼ね合いは非常に難しいところがあると思っていますのですが、

みんなが子供を育てるのを公の力やるということに疑問を持ちながら仕事をしております。これは自分の意見であります。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 貴重な意見を頂きました。

町長から答弁を頂いた「地域力」というのは必要だというふうを考えているところです。

そこで元児童館職員や学童クラブの指導員とか、こういう職員が何人かいると思うのですが、臨時職員として雇われていて、職務も同じような仕事をやっている人もいると思うのですが、そういった臨時職員が何人か辞められた方もいると思うのですが、その人たちに退職手当というのは支払ったのでしょうか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 臨時対応の職員には退職の対応はしておりません。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 群馬県市町村事務総合組合というのが設置されていて、そこに退職金の支給についての条例があり、町の職員などが退職した場合は、その条例に従って支給されていると思うのですが、その条項の中に「勤務状態が同じであれば、臨時職員でも1年につき一ヶ月というのは同じ扱いにする」と書いてあると思うのですが、そういうことを勘案すれば、退職手当も支給しても良いのではないかと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長 (登坂義衛君) 雇用する時に、雇用条件というのがあるわけですね。

その条件で採用されるわけですから、それは一つ抑えておくべきだと思います。

ただ出来るだけ、臨時の人も対応が良くなるような努力はしなければならないですけれども、そういうことがあるものですから。

かつて、事務職員に育休はない時代があったのですね。これは差別だという意見が出たときに、私が話したのですけれども、そういう見方も出来るのだけれども、事務職員には育休はありませんという雇用条件で雇っているわけですから、それを雇われてから無いとあまりにも言うのは、要求するのは分かるのですけれども、そういうのはちょっと理屈が合わない、ただ努力は臨時の人も出来るだけ待遇良く考えるということは、重要だと思っております。以上です。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 分かりました。一応、そういう規則があるということで対応して頂ければ有り難いと思います。

つづいて、総合計画の方なのですけれども、一応総合計画の予算は計画作成委託料が1,071万円、策定アドバイザー料が60万円、審議会委員の謝金が13万円ということでよろしいでしょうか。

それと策定委託料というのは、どのような内容で委託して、その内訳というのを教えていただければと思います。

議 長 (傳田創司君) 総合政策課長林 昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長 (林 昭君) 総合計画の委託料の中には、自治基本条例の策定委託料、それから行政評価の委託料、そういったものも入っております、これは予算の時に説明をさせていただいたかと思うのですが、今、何がいくらというのは詳細資料を持っておりませんので、お答えできません。

そういった全体をとおしまして、13の委託料の中の書き方になっているわけなのですけれども、他のものも入っているということでございます。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) そうしますと総合計画の策定の委託に1,071万円かかるということではないと理解して良いのかと思います、それでよろしいですか。

議 長 (傳田創司君) 総合政策課長林 昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長 (林 昭君) 総合計画策定に関連する事業も含めてということで委託料というかたちで、全部でそういう金額になっております。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 町の財政については、一応、町民の利益のために使うというのが基本だと思いますし、基本計画策定に総額で約1,100万円なりの予算が使われるようになっておりますけれども、いろいろ印刷等も最小限にして国保税引き下げなどに使うようにしていただきたいと思います。

アナログ放送停止の件についてなのですが、町営住宅の住民への対策についてはどうなっているかお聞きします。

議 長 (傳田創司君) 総合政策課長林 昭君。

(総合政策課長 林 昭君登壇)

総合政策課長（林 昭君） 先ほど答弁にもありましたように、現在35の共聴施設があります。

そうした中で、NHKの共聴はNHKの負担がありますので、1戸の負担が3万5千円を超えないと予想されますので、恐らく補助対象にならないのではないかと考えます。

様々な施設がありまして、現状では多分、17組合中7組合程度の個人負担が3万5千円を超えてしまうのではないかなと想定されておりまして、これらについて国の補助制度を活用して、国が3分の1、町も3分の1という助成を出していきたいと思っております。

町営住宅の組合も含めまして、組合の対象者の方々全員に通知を出しまして、今年度はすでに説明会も行いました。順次、そういうかたちで20年度以降、申請を頂きながら、いろいろ協議をして、補助が出来るものは補助をしていきたいという考えであります。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 中古家電のことに戻りますけれども、販売停止の方の混乱というのは法施行前の安全性と、施行後の安全性も同じだというミスと、それから5年の猶予期間中に周知しきれなかったというミスで混乱をしたのだと思います。

アナログとデジタルの技術の問題なのですが、今後4年間にもう少し技術が発展するという話も聞いているのですけれども、それはそれとしてデジタルとアナログが同時に受信できるのがベストだと考えております。

買い替えられない世帯対策と、デジタル化受信できない対策を要望して質問を終わりたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

通告順序第5 1番 前田 善成 1. 地場産業である建設業の専門業者の企業競争力と育成について

議 長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

（1番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 通告に従い、地場産業である建設業の専門業者の企業競争力と育成について質問します。

田舎の反乱、現代の農業一揆、参議院での政権与党の惨敗の要因の一つにしばしば上げられる地方の切り捨て、とりわけ地方の衆評マシーンであり、基幹産業としての建設業者がその役割を終え崩壊したとか、報道されています。

しかし現実には、みなかみ町のような典型的な中山間地域で生活を支える地場産業を語る上で、建設業に依存し生活している人たちを語らずにられません。

建設業は大きく分けて、26種の様々な業種に分けられます。

業者数を考えても、全国の業者動向と同様に、みなかみ町でも元請けとしてのゼネコンより、各専門業者としてのサブコンとして工事に関わり、生活している人たちの方が大多数います。

公共工事削減とか、建設業者に吹く風は厳しく、建設工事が少なくなったと叫ばれる中、取り分け世間の箱物に対しての批判はさらに厳しく、その中でも建築着工件数の少ない利根沼田において、建築の仕事に従事する人たちは大変です。

そこで専門業者の活用を視野に入れ、新しい都市計画に基づき、学校等の教育施設、道路や公園などの建設を控えたみなかみ町で「地産地商」の考えに立った建設組合以外の電

気・造園組合の組合員の活用方法、これからの企業間競争に勝ち抜く、尚かつ専門業者の企業間競争の強化の取り組みについてお聞かせ下さい。

建設業法では、一定の建設工事を行う際、管理技術者の選任を行わなければなりません。

管理技術者は建築土木以外に電気、管、造園などの業種も管理技術者を各現場におこななくてはなりません。建築工事は4千5百万円以上、その他の工事は3千万円以上の工事を施工するとき必要です。

そのため、国、県、市、一部の町村などは建築工事をする際、専門業者の責任を明確にした分離方法やゼネコンやサブコンを個々に決めるCM方式、異業種JVのように専門業者に専門の工事の施工機会を与えるような方策を取り、一括下請けの禁止の考えに立ち、専門業者の育成を行い、下請からの自立を促しています。

町として、人口23,000人を抱え、県内でも大きなみなかみ町はどのような対応を考えているかお聞かせ下さい。以上で終わりにします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 前田議員のご質問にお答えいたします。

地場産業である建設業の専門業者の企業競争力と育成というご質問を頂きました。

最初に町内の建設業の状況であります。町に指名参加を申請しています町内業者は、28の工事部門のなか24部門に参加があります。

業者数を部門別に見ますと、土木工事32社、建築工事22社、舗装工事22社、管工事28社、水道工事28社、電気工事6社、その他の22部門に70社が参加しており、合計では208社にのびります。

このことは、1業者が複数の部門に参加申請しているためでありまして、町内の業者数は40社であります。

一方、町の投資的経費の推移ですが、市町村合併の前の平成13年度には、旧3町村で約57億円ありましたが、平成18年度決算では約15億3千万円と、何と73%も減少しておりまして、工事発注額も3分の1以下という状況にあります。

また国・県の発注額も著しく減額されていることが推測されますので、町内業者は極めて厳しい状況下にあることが推察されます。

しかし、大きな災害が発生したり、昨年のような豪雪に見舞われますと、真っ先に頼りにされるのが町内地元業者であり、関係者は住民の手足となって安全安心の町づくりに貢献してくれております。

従って町でも、公共事業等を導入して事業量を増やす努力をしておりますが、それだけに今後も町内業者として頑張りたいと念願もいたしているところであります。

ご質問の業者の育成ですが、町では現在、実施しておりません。

できれば、人材育成は商工会等が中心となって実施して頂ければと思いますし、必要があれば町としても、できる限りの応援をしていきたいと考えております。

次にCM(コンストラクション・マネジメント)方式による発注方式の採用であります。この発注は分離発注に伴う全体工事の完成リスクを発注者が負うことになり、工事費が増加する可能性があり、発注者の補助者であるCMR(コンストラクション・マネージャー)が必要となります。

残念ながら、町の職員では、そこまでの専門性を備えた職員がおりませんので、現状では民間にお願いすることになります。

今後、発注が予想される教育施設等での導入は考えておりませんが、県や他市町村の状況を注視していきたいと考えております。

これからの建設業界の発展は、工業導入等による民間事業の増加と公共事業の3%削減をなくし、事業量を増加を図ることであります。

「地方の再生なくして、国の発展はない。」と言われてますが、公共事業はそれを支える一端であると思います。

首都圏の水瓶である「みなかみ町」はその役割を果たすために、国県道路整備を始め治山・砂防事業等を積極的に導入して、森・山・川を守る責務があると考えております。

今後はそれぞれの内情をよく調査して、実現に向けて国・県等に陳情・要望を重ねてまいる決意であります。以上です。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 県や国では建設業者の再生プランということで、専門技術力に優れた建設業者の伸びる環境を整備し、専門業者の差別化、高付加価値化を通じて、競争力の向上を与えるというような考え方があります。

また、平成17年4月1日から、公共工事の品質に関する法律についての定めで、公共団体の長は品質確保のために、品質確保を促進し、必要な措置を講じると。その際に国や県は連携して、技術力の足りない町村に対しての技術提案や専門知識の協力をするシステムを構築し、それに対して協力するという法律があったのですが、その辺についてのみなかみ町の取り組み方の考えを聞かせて下さい。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 品質確保の点であります。現在、工事発注担当課の方でそういったことに対して対応させて頂いているということでありまして、品質確保云々で全体、町として、こういうふうにしようという状況ではありません。

今までがその辺についても、他の件でもこういう言い方しか出来ないのが現状なのですが、今まで継続事業を行ってきたものを、ずっとやっているというようなこととございます。

それで、今後は先程言いましたような点について、どう対応できるのかというのはまた考えていかなければいけないのかなと思いますけれども、現状は工事を発注する担当課の方をお願いをしているという状況でございます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） その法律を理解しているかどうかというご質問ですね。

理解はしておりません。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 法律を理解していないというお言葉だったのですが、品確法の法律に基づいて、群馬県では昨年度から電子入札システム制度を設けております。

この制度に県内19市町村が参加しています。そのデータバンクの中に、その専門知識だとか、技術に対しての提供が出来るようなものが入っています。これに近くであれば、沼田市などは参加して来年から100%の入札時の施工を行う予定になっております。

そういうことを見据えた中で、特に群馬県、国もそうなのですが、品確法のもとで専門的な知識や技術を有することを受注者に適切にそれがあのかどうかということ発注者が確認しなければならないということになっていきますので、施工実績等の必要事項を求めら

れる入札が多くなっております。

県の方で例えば、みなかみ町の業者が入札に参加しようとする、必ず元請けでの施行実績などを問われることとなりますので、今、公共工事の発注量が少なくなっているという時代の中で、みなかみ以外に仕事ができなくなるという現状が考えられます。

地元の企業ですから、地元で施工実績を積めるような機会を与えていただきたいと思いますので、その点について考えがあるかどうかお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 確か電子入札の関係は、前の議会でもうご質問頂きましたね。その時もお答えしていると思います。

したがって電子自治体、電子入札に対応できる業者というものも、これから育成しなければならないわけですね。

だから、そういうものも含めまして、先程も言いましたように、町としてはいろいろ出来ませんけれども、商工会等が中心となって、そういう業者の育成について、いろいろと努力をして欲しいと思うわけであります。

それに対して町として必要なものがあれば、それは応援をさせていただきますと、先ほどお答えしたとおりです。

今、前田議員が言われるような業者が町内に何社あるかということにも実はなるわけであります。そういう関係等についての調査は町としては現在、行っておりません。

しかし、時代は激しく変わっておりますし、その時代時代に対応できる業者をこの町に育てなければならないということも、これまた事実であると思いますから、ぜひそういう業者が育てられるような環境づくりを町としては応援をしていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） そういう方向で考えて頂きたいと思います。

ここで一例上げたいと思うのですが、実際には群馬県が電気工事で発注した工事量というのは土木の道路工事の発注量と同じでありました。

やはりみなかみ町の中で、電気工事を専業でやっている業者についてはそれについての施工実績がないと入札参加ができないということです。

また、造園についても道路の植栽等はすべて造園業者に工事発注されています。それについても施工実績がないと参加が出来ないということです。

行政効率の向上を求められているのは、行政体だけではなくて、建設業者も書類の電子化を強く求められています。町内においても、国県に入札参加したいという企業は電子化を必ず行っていかなければ、入札参加の資格を得ることが出来ません。

高崎市などは、この電子化（キヤルス）という電子書類の補助を行っていますけれども、そういうことによって、広域な事業を事業体としての企業に成長していけると思っていますので、そういうところも含め今後、町の公共工事の発注のあり方に組み込んで頂きたいことを要望して、ハード面という工事の部分もあると思いますが、ソフト面によってこれから生きていける企業も多数できてくると思います。そういうところで全国の倒産件数もゼネコンに比べるとサブコンは3分の1程度しか潰れていません。

それだけ自分たちで自護努力をしている業体だと思っておりますのでこの町で間違いなく、法人として税金を納めていく、そういう企業組合を作っていただいて財政難のこの町に少しでも貢献してもらえる公共工事の発注のあり方を要望して一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、1番前田善成君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、議事日程第2号に付議された案件はすべて終了いたしました。

休会の件

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

明9月8日から、9月13日までの6日間は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、明9月8日から13日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 9月14日は、午前9時より会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 11時38分 散会 ）